

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇規 則 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則（健康対策課）
- ◇告 示 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正（シ）

公布された規則のあらまし

- ◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則
 - 一 市町村その他の団体が実施するBCG経皮接種について、減額して徴収する使用料の額を一人一回につき四百三十二円（現行 四百三十一円）に引き上げることとした。
 - 二 この規則は、平成八年四月三日から施行することとした。

規 則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「四百三十一円」を「四百三十二円」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月三日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百五十七号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成八年四月三日から施行する。

平成八年四月二日

鳥取県知事
西 尾 邑 次

第一号中「二百五円」を「二百六円」に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】